

Les Œuvres de Terumasa Kojima

小島輝正著作集

Ⅱ

弔鐘

—小島家家譜—



小島輝正著作集刊行会

浮游社

小島輝正著作集

Ⅱ

弔鐘



小島輝正著作集 第二卷
弔鐘——小島家家譜——

一九八八年五月五月初版発行

著 者 小島輝正

発行人 小島輝正著作集刊行会

発行所 旬浮游社

大阪市天王寺区石ヶ辻町三一〇 宝栄ビル四〇四号
電話(FAX) 〇六・七七二・七六七二

ブックデザイン 倉本 修

写植組版・旬新弘社／製版・印刷・大阪出版印刷㈱／製本・山田書籍製本㈱

定価 一七〇〇円

落丁、乱丁本は送料小杜負担でお取替え致します。

目

次

はじめに 4

一部 三代の跡

一、充 常 文政八年——明治四〇年 11

イ、田安家勤務中履歴 13 由緒書 17 申述書（書き置き） 21

ロ、家譜抄 26 充常履歴抄 27

二、正 勝 安政二年——大正五年 29

イ、書簡 31

ロ、履歴抄 43

三、誠 明治十三年——昭和二十三年 47

イ、覚書 49

ロ、書簡 59

ハ、履歴抄 63

四、八 重 明治二十一年—昭和五十一年 65

イ、日記抄 67
ロ、書簡 78

二部 誠日記抄

イ、明治三十四年—四十三年 89
ロ、大正四年—五年 116
ハ、昭和六年—二十二年 122

解説 野中春水 151

はじめに

寝室にしている六畳間の押入れに、縦二〇センチ、幅三五センチ、奥行が七〇センチほどある抽出しが三段重ねになったスチール製の物入れがおさまっている。その抽出しの一つに、それらのものが、ほぼ一杯にしまいこまれている。

以下の本文を見てもらえば分るように、私の曾祖父充常から祖父正勝、父誠と伝えられて結局私に遺された古文書類、書簡や日記帳、写真などのたぐいである。

それらのものを、私は別に、昭和二三年九月に享年六九歳で他界した父から、正式に譲り渡されたわけではない。こういうものがあってお前に遺すから、というようなことを、生前、あるいは死の直前に父から聞かされたことはない。当時としては珍しくないだろうが、遺言状のようなものをも父は遺さなかった。したがって、そういうものがあることを、その後も長い間私は知らなかった。

それを知っていたのは、おそらく、父の死後二八年存命して、昭和五年一月に数え八九歳で逝った私の母八重だけであった。

ただし、その母も、自分の死後一人息子である私に託するためにそれらを慎重に保蔵し、そのことを生前私に告げていたわけではない。母は、おそらく、それらのものにそうくわしく眼を通していなかったと思われる。

結局、これらがまとめて私の手に渡ったのは、母の死後、家財や遺品の整理に当たってくれた私の長

姉が、座敷の床脇の天袋に一括してしまいこまれていたのを、私が引き継ぐべきものとして先祖代々の位牌や過去帳などともに私に送ってくれたからである。

それらのうち、これはと思われるごく一部のものや、私自身の若年時とかかわりのある父の日記の一部などは、比較的早い時期に私も眼を通して。本文中に再録する曾祖父充常の文書で、崩し字の多い毛筆書きのため私には判読の容易でないものについては、然るべき人を煩わして筆写してもらった。しかし、その当時は、このような形でそれを活字にして残そうなどという気は私に全くなかった。ただ私自身が読めばそれでよかったのである。

したがって、それら以外にも数多くある文書類や書簡などについては、とりたてて整理もせずにとめてしまいこんだままで、改めて眼を通してみる意志も機会も私にはなかった。

待てよ、と思い出したのは、ごく最近である。あれは一たいどうしたものだろうか。しまいこんでおくのはいい。別に邪魔になるほど嵩のはるものではない。しかし、しまいこんで置いて結局どうなのか。しまいこんでおくことに何か意味があるのか。

こういうことを考えるようになったのは、明らかに、父の死の年齢に近づきつつある私自身の老いの故である。それらの文書や手紙や日記を自ら書き、あるいはそれを保蔵してきた私の父祖たちは、自らの死後も、それらが子や孫に受け継がれて、後世にまで伝えられることを信じて疑わなかったにちがいない。それは、「家」という縦糸を牢固たる拠り処としてきた彼らの、動かぬ信念であった。

しかし、小島家の当主として明治維新の激変を通り抜けた曾祖父から四代目、大正中期に生まれて生涯のほとんどを昭和、それも大半を戦後に生きてきた私にとっては、事情はもとより異なる。その事情を立ち入ってここで申し述べる気はないが、一口でいってしまえば、若年以來私が希んだことは、その「家」からの脱出であった。そして、そのことに関するかぎり、そのほとんど生物的な、無目的

な脱出行爲に私は成功した。父祖伝来の土地東京を離れて三〇歳で神戸に移住した私は、その後二度と東京に戻らず、今後も、骨として以外は戻ることはないだろう。大部分は東京にいる親戚縁者たちとも今はほとんど没交渉である。その意味では、私は、「家」という根を自ら断つた一種の国内亡命者^{エミグレ}だといつていい。

そういう私が、父祖伝来の古めかしい文書類を、後生大事にとはいわぬが、とにかく焼きも捨てもせずにしまいこんできた。なぜか、といわれると返答に窮する。とりたてて焼いたり捨てたりする理由もなかったから、とでも答えるほかはない。

さて、そこで話が前に戻る。焼いたり捨てたりする理由もないが、それならば、しまいこんでおく理由はあるのか、と六六歳になった私が思いはじめた。老いの先には、当然の帰結として死がある。私が死んだ場合、それらのものを受け継いで、せめて私程度の関心と無関心とを以て自分が死ぬまで保蔵し、それをさらに次代に引き継ぐ人間がいるだろうか。

いない、というほかはない。

私に男の子が三人いる。いずれも、戦争直前から敗戦直後にかけて生まれた。今はそれぞれ自立して私とは全く異なる生活を営んでいる。「家」からの脱出を若年からの至上命題にしてきた私は、息子たちをもそのようにして育てたつもりである。大正生まれの私にとっては、そこから脱出すべき現実的具体的な存在であった「家」は、彼らにとつては空無である。あるにちがいない。「小島家」は、彼らにとつて、東京青山の墓地にある墓石に彫られた無縁の記号であるにすぎない。

その彼らに、まさにその「小島家」の、遺された文字の累積であるにすぎないものを伝えてなになるのか。彼らは、おそらく、それらを前にして、異界のものを前にしたように当惑し、彼らにとつて無価値な、物としてのそれらの嵩ばりを持て余すにちがいない。

とすれば、と私が思う。私がそれらのものを、次代に引き渡すために保蔵する意味はすでに失われている。つまり、それらのものの持つ意味は、私の死とともに消滅する。ということとは、逆にいえば、それになんらかの意味を付与するとすれば、それができるのは、生きている間の私だけである。そして、与えられた時間は、おそらくそうやたらに長くはない。

そこばくの思案の結果、そこで思いついたのがごらんの通りのことである。

通覧してもらって分るように、残された多くの資料のなかから撰んでここに再録した文書や書信や日記のたぐいは、公的な、もしくは歴史的な価値を全く持たない私文書にすぎない。活字にすること自体が、ほとんど笑止の沙汰というべきものであらう。それをあえてするのが、もっぱら私の気休めであるにすぎないことを私自身重々承知している。

また、いうまでもないことながら、こういうものが父祖から遺されていることを、いささかも誇りにする気持は私に全くない。すでに書いたように、彼らがそれをわずかな誇りとして営々と維持してきた「家」は、私にとっては、脱ぎ捨てるべき弊衣であった。私がそれらの父祖たちの末裔として生を享けたのは全くの偶然にすぎず、それを宿縁の前世の因縁のと考える気は私にない。顔かたちや体つきはいざ知らず、性状や嗜好や物ごとについての考え方まで、その淵源を彼らのなかに求め得るなどとは考えていない。それらは、少くともある年齢に達してからあと、私が自ら選択し、自ら形成してきたものである。自身のルーツを探し求めて、そのなかに自分のアイデンティティーを発見し、そこに自己を定着させようという気は私にない。

にもかかわらず、他人さまからはそうと見なされかねないような、こんな本づくりをするのは、これらの文書を残した彼らに対する、きわめて個人的な労いの念からにすぎない。

こういうことを思いついてからあと、私は、それらのものを出来るかぎり通読し、私なりに整理分

類してみた。古いといっても、文政八年（一八二五）生まれの曾祖父にかかわるものが一番古いのだから、さらに遡る祖先の由来などは別として、生活の痕跡らしいものが残っているのは、その曾祖父が壮齢に達して迎える明治維新前後のころからである。

そして、以後、安政二年（一八五五）生まれの祖父、明治一三年（一八八〇）生まれの父と受け継がれた家の生活の歴史をたどってみると、それは、少くとも表向きは、きわめて実直堅実である。少くとも、その間に、遊興に走って身を持ち崩したり、酒色や賭博に溺れて家財を蕩尽したり、というのはない。のちに高級官吏になって、「小島家」としては位人臣をきわめたといふべき私の父も、その下地になった高等教育を受けられたのは、彼からいえば祖父、父に当る人間たちの堅実な蓄積に負っていたにちがいない。

とすれば、その父に育てられて、少くとも成人するまでは、苦学力行のおほえもなく教育を受け、その後は、いわばその経歴をキャッシュカードにして糊口を凌いでこられた私もまた、まちがいに彼らの謹直質実の恩恵を間接に蒙っていることになるだろう。

その恩恵について彼らに礼をいう手段は今の私にない。位牌や墓石に向って香を焚き、手を合せることは、まさにそうする方の、須臾の自足にすぎまい。そこで思いついたのが、彼ら自身が残した言辞の一部を、こういう形で活字にしておくことであつた。そうすることで、彼らが残した言辞は、とりたてて誰の眼にもとまらず、誰に受け継がれずとも、ともかく形あるものとして後に残ることができるだろう。それが、彼らに対する労いの意志の表明の、私に可能な唯一の方法であつた。

この小冊子は、その意味で、私を最後の不肖な末裔とする「家」へのささやかな弔鐘である。

一部 三代の跡

一、
充^{みつ}常^{つね}

曾祖父

文政八年（一八二五）一月三日甲斐国
巨摩郡河内村佐久神社神主抽那左近伴藏
の二男として生まれる。通称幼名平次郎。
天保十一年（一八四二）小島家の養子と
なる。養父勘兵衛、養母袖。勘兵衛の長
女幸との間に長女春、次女温、長男正勝、
三女高、次男泰次郎、三男錦之助、四男
宣輔の四男三女をもうけた。元治元年
（一八六四）勘兵衛より家督相続。幸は
明治二年（一八六九）七月一日死。四二
歳。充常はのち明治一七年（一八八四）
静岡県士族養女わかと再婚。明治二年
（一八八九）長男正勝に家督を譲って隠
居した。明治四〇年（一九〇七）一〇月
二〇日死。八二歳。

以下におさめた文書は、文末に示されているように、充常が明治三五年（一九〇二）一月及び三月、六七歳のときに書いたものである。和紙に毛筆で認められていて、私には判読の困難な個所が多く、その判読と筆写には友人や先輩の労を煩わせた。通読の便のため、原文にはない送り仮名を附した。稀に附したルビも同様である。原文書のほかに、早見の便のための家歴抄、充常の維新前及び後の履歴抄を附した。

なお、充常関係の文書類としては、本文に採録したもの外、以下のようなものがある。念のため列挙しておく。時期不詳のものも多いため、順は不同である。

抽那家（充常実家） 由緒書写 抽那安隣（充常実兄）書信 甲斐国東八代郡富士見村郷社佐久神社絵図 養父宛充常書信 通行状 命名状（充常、二男泰次郎、三男豊三郎）のち錦之助、四男宣輔、二女温など六通） 家族書（明治四年）

自身ノ上早見 諸大名様御国御名前前
教林盟社長野分社共盟舎入杜之証 東京
府辞令（明治四年） 田安家三、四代の
動静覚書と思われる断簡 明治六年三月
二十四日午後二時納戸町より出火類焼前の
二十騎町家屋見取図 北陸東海御巡幸一
覽表（明治一一年） 芝区役所御用掛拜
命書（同一八年） 泰次郎諸入用（同一
九年） 泰次郎書信（米国より、同一〇
年） 明治一七年九月より二四年一二月
までの収入支出計算書 日清事件古々路
日加恵 金禄公債の内出金仕訳書（同一
九年） 旧交会入会承認証（同一〇年）
覚書（年不詳） 錦之助関係文書（年不
詳） 常陸国仏日山常照寺絵図 同上写
真 古山つね印鑑証明願 同上関係家屋
売渡約定書（保証人充常） 小島広（孫）
書信 小宮山精一（友人）書信 石塚信吉
（甥）書信二通 充常宛年賀、喜寿など祝
歌一一通 明治以後履歴書二通 演説書
（明治二九年四月） 過去帳写

維新前田安御屋形附

勤務中履歷並ビニ由緒書

後年見合セノタメ古書類ニ依リ写シ置ク

小島 充 常

高十八石六斗

本国武藏
生国甲斐

養父小島勘兵衛死
実父抽那相模守二男

宿所 牛込区二十騎町三十三番地

小島 充 常

文政八酉年十一月三日生
明治五年廢通称平次郎

天保十三寅年婿養子願ノ通り仰セ付ケラル。安政元寅年閏七月四日部屋住ヨリ召出サレ^{ジカ}地方役見習
仰セ付ケラレ高二人扶持下シ置カレ候旨羽目之間ニ於テ御用人金田靱負殿西尾七三郎殿列座靱負殿仰

セ渡サル同四己年四月十九日高三人扶持成シ下サレ候旨羽目之間ニ於テ御番頭片岡己之助殿御用人成瀬六三郎殿列座己之助殿仰セ渡サル万延元申年壬三月二十日高五人扶持成シ下サレ候旨番頭高井主水殿御用人上野山六郎左衛門殿列座主水殿仰セ渡サル同年八月下総国御領知檢見立会仰セ渡サル文久元西年下総国御領知檢見立会仰セ渡サル同二戌年二月御廻米改メ積立テトシテ清水湊へ出役仰セ渡サレ銀二枚御暇拝領物仰セ渡サル同年八月上方御領知詰仰セ渡サレ銀二枚御暇拝領物仰セ付ケラル同三亥年正月十八日

大納言様（四代目慶頼卿）御願ノ通り御勤メ向キ御用捨仰セ出サル只今迄ノ御賄料其ノ儘

寿千代様（五代目家達公一龜之助君進メナサレ候旨仰セ出サレ翌十九日御附人御附切御抱へ入レノ面

々は迄ノ通り附ケナサレ候旨井上河内守殿仰セ渡サレ候旨平賀駿河守殿出座高橋彦太夫殿山口善左衛門殿侍座駿河殿仰セ渡サレ候

（寿千代様御事御相続ノ後御誓去遊（ムナ）バサレ弟君龜之助様御幼年ノ折柄維新ノ際御宗家ヲ続ギ徳川家達公ト称セラレ候）

同年（文久三亥年）九月二十五日地方役仰セラル高十石ニ成シ下サレ候旨上方詰ニツキ境野幸之助殿御書付ヲ以テ仰セ渡サレ候旨郡奉行御勘定奉行印狀ヲ以テ申シ渡サル元治元年四月二十三日上方御領知御用金ノ儀骨折り候ニツキ銀二枚拝領仰セ付ケラレ候旨羽目之間ニ於テ御用人高橋彦太夫殿山口善左衛門殿列座彦太夫殿仰セ渡サル同年七月養父家督下シ置カレ支配勘定仰セ付ケラル高十二石二人扶持成シ下サレ候旨中之間ニ於テ朝倉播磨守殿出座高橋彦太夫殿山口善左衛門殿侍座播磨守殿仰セ渡サル同年五月浮浪ノ徒取締トシテ下総国御領知へ出役仰セ渡サル同年十一月御用済帰府慶応元年二月